

■高知県県産材外商拡大総合支援事業

改正後	現行 ※変更ない箇所は記載省略
高知県県産材外商拡大総合支援事業	高知県県産材外商拡大総合支援事業
<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(補助目的) 第2条 (略)</p> <p>(補助対象事業、補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額) 第3条 (略)</p> <p>(補助金等交付申請書) 第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定) 第5条 (略)</p> <p>(補助の条件) 第6条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し) 第7条 (略)</p> <p>(補助事業の変更) 第8条 (略)</p> <p>(補助事業の中止又は廃止) 第9条 (略)</p> <p>(概算払の請求) 第10条 (略)</p> <p>(実績報告等) 第11条 (略)</p> <p>(補助金の返還) 第12条 (略)</p> <p>(グリーン購入) 第13条 (略)</p> <p>(情報の開示) 第14条 (略)</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(補助目的) 第2条 (略)</p> <p>(補助対象事業、補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額) 第3条 (略)</p> <p>(補助金等交付申請書) 第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定) 第5条 (略)</p> <p>(補助の条件) 第6条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し) 第7条 (略)</p> <p>(補助事業の変更) 第8条 (略)</p> <p>(補助事業の中止又は廃止) 第9条 (略)</p> <p>(概算払の請求) 第10条 (略)</p> <p>(実績報告等) 第11条 (略)</p> <p>(補助金の返還) 第12条 (略)</p> <p>(グリーン購入) 第13条 (略)</p> <p>(情報の開示) 第14条 (略)</p>

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の前において行うことができる。
- 3 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号、第2号及び第7号並びに第11条第3項並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）（略）

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の前において行うことができる。
- 3 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号、第2号及び第7号並びに第11条第3項並びに第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(新設)

別表（第3条関係）（略）

別記
第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名
生年月日

令和 年度高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

事業区分	事業内容	事業量	事業費	左の財源（円）		事業着手予定 年月日 事業完了予定 年月日	備考
				県補助金	その他		

別記
第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名
生年月日

令和 年度高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

事業区分	事業内容	事業量	事業費	左の財源（円）		事業着手予定 年月日 事業完了予定 年月日	備考
				県補助金	その他		

3 収支予算

(1) 収入 単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
合計		

(2) 支出 単位：円

区分	予算額	算出基礎
		(枠内に記入することができない場合は、別紙に記載して添えてください。)
合計		

4 添付書類

・納期が到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）又は納税義務がないことの申立書

・補助事業者は、県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙3）

※1：税務課が別に定める「県営完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2：補助事業者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピーしてください。(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)

・土佐材流通促進協議会設置規約（(1) 土佐の木販売促進事業のみ）

第2号様式（第5条関係）～第7号様式（第11条関係）（略）

3 収支予算

(1) 収入 単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
合計		

(2) 支出 単位：円

区分	予算額	算出基礎
		(枠内に記入することができない場合は、別紙に記載して添えてください。)
合計		

4 添付書類

・納期が到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）又は納税義務がないことの申立書

・補助事業者は、県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙3）

※1：税務課が別に定める「県営完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2：補助事業者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

・土佐材流通促進協議会設置規約（(1) 土佐の木販売促進事業のみ）

第2号様式（第5条関係）～第7号様式（第11条関係）（略）